

災害時緊急支援チーム派遣事業実施要領

1 趣旨

この要領は、災害対策に関して専門の知識を有する県職員で「災害時緊急支援チーム（以下「支援チーム」という。）」をあらかじめ編成しておき、県内で大規模又は重大な災害が発生した場合に速やかに被災した市町村（以下「被災市町村」という。）へこれを派遣することにより、被災市町村の災害応急対策の迅速・的確な実施を支援するため、必要な事項を定めるものとする。

2 支援のチームの構成

(1) 構成員数

1チーム当たり原則5名で構成する。ただし、被災市町村の状況や要望に応じて弾力的に増減する。

(2) 構成員の職種等

- ① チームリーダー1名（原則として次長級又は課長級の職員）
- ② 土木技師1名（宅地危険度判定士の資格を有する者）
- ③ 建築技師1名
- ④ 保健師1名
- ⑤ 事務要員1名

3 支援チームの編成

(1) 構成員の登録

支援チームの構成員は、未来づくり推進局長、総務部長、地域振興部長、文化観光・スポーツ局長、生活環境部長、福祉保健部長、商工労働部長、農林水産部長、県土整備部長、会計管理者、企業局長又は教育長（以下「部局長」という。）が、その職種等に応じて次に定めるところにより推薦し、それに基づき危機管理局長が毎年4月に登録する。当該登録に係る者が年度中途に異動等した場合は、その者を推薦した部局長が速やかに後任者を推薦し、それに基づき危機管理局長がその都度登録するものとする。

① チームリーダー

管理職の所属職員（企業局長にあっては監査委員、人事委員会及び労働委員会の事務局の所属職員を含むものとする。）の中から3名（原則として東部地域、中部地域又は西部地域（以下「圏域」という。）の居住者又は出身者（以下「居住者等」という。）を1名ずつとする。）ずつ推薦すること。この場合において、企業局長が所属職員以外の職員を推薦するときは、あらかじめ当該職員の所属部局の長に協議すること。

② 土木技師、建築技師及び保健師

それぞれ県土整備部長、生活環境部長及び福祉保健部長が、当該職種の県職員の中から12名（原則として各圏域の居住者等を4名ずつとする。）ずつ推薦すること。この場合において、当該部長が所属職員以外の職員を推薦するときは、あらかじめ当該職員の所属部局の長に協議すること。

③ 事務要員

各部局長が行政職の所属職員の中から3名（原則として各圏域の居住者等を1名ずつとする。）ずつ推薦すること。

(2) チームの編成

危機管理局長は、(1)により登録した者を12のチームに編成する。この場合、各チームの構成については、そのチームリーダーとなるべき者の意見をあらかじめ聞き、原則として同一の圏域の居住者等が同一のチームとなるよう編成するものとする。

(3) 名簿の作成

危機管理局長は、(2)によりチームを編成したときは、各部局長及び支援チームの構成員に、当該部局長が推薦した者の所属チーム及び当該構成員の所属チームの名簿を、それぞれ送付する。この場合において、企業局長が当該名簿の送付を受けたときは、その写しを監査委員、人事委員会及び労働委員会の事務局に送付するものとする。

4 派遣手続き

(1) 派遣先の決定

支援チームは、被災市町村から要望があった場合において知事が必要と認めたときに、当該被災市町村へ派遣する。ただし、被災市町村から要請がない場合でも、重大な被害が見込まれること等により知事が特に必要と認めたときは、支援チームを被災市町村へ派遣することができる。

なお、支援チームを派遣する場合、危機管理局長は、その旨を派遣先の市町村へ速やかに連絡するものとする。

(2) 派遣チームの決定

危機管理局長は、(1)により派遣先が決定されたときは、3により編成されているチームの中から派遣するチームを決定する。この場合、危機管理局長は、当該チームの構成員及びその者が所属する部局長にその旨を通知するとともに、当該構成員の中にやむを得ない事由により派遣が困難な者がいるときは、当該チームのチームリーダーと協議して、他のチームの構成員をその者と交代させるものとする。

(3) 派遣職員の所属

支援チームとして派遣される職員（以下「派遣職員」という。）は、当該派遣の間、鳥取県災害対策本部（以下「県災対本部」という。）が設置されている場合には県災対本部を、県災対本部が設置されていない場合には危機管理局を兼務するものとする。

(4) 派遣方法

派遣職員は、派遣されるときは、原則として、派遣先の市町村の災害対策本部（当該本部が設置されていない場合には、当該市町村の防災担当課とする。以下同じ。）に集合するものとする。それ以前の集合場所、移動方法等については、危機管理局長とチームリーダーが協議して決定する。

5 派遣期間

(1) 派遣期間

支援チームの派遣期間は、原則として発災から概ね1週間程度とし、派遣先の市町村の状況に応じて延長し、又は短縮するものとする。

なお、長期にわたる派遣が必要な場合には、適切な期間で派遣職員を交代させる。この場合、原則として派遣先の市町村の災害対策本部で引き継ぎを行うものとする。

(2) 派遣終了

支援チームの派遣終了は、知事が決定する。

6 活動内容等

(1) 市町村に対する支援内容

- ① 派遣先の市町村の長及び災害対策本部に対する助言及び支援
- ② 派遣先の市町村の災害初動対応の技術的支援
- ③ 県、防災関係機関との連絡調整

(2) 構成員の業務内容

- ① チームリーダー
災害対策全般についての助言、被災状況等についての情報収集、並びに県災対本部、県災害対策地方支部、県関係部局及び防災関係機関との連絡調整
- ② 土木技師
宅地応急危険度判定士への助言、受入準備、情報収集等
- ③ 建築技師
建物応急危険度判定士への助言、受入準備、情報収集等
- ④ 保健師
被災者の医療（助産）、救護等への助言、受入準備、情報収集等
- ⑤ 事務要員
チームリーダーの補佐及びチームの庶務

7 服務と費用負担

(1) 服務

チームリーダーは、派遣先の市町村の長及び災害対策本部と十分連携をとり、当該市町村の対策業務が円滑に行えるよう、他の派遣職員を指揮監督する。

県災対本部は、派遣先の市町村を管轄する県の災害対策地方支部に派遣職員の食事、宿泊場所の確保を依頼するなど、支援チームの業務が円滑に実施できるように手配するものとする。

(2) 費用負担

支援チームの派遣又は訓練・研修に係る出張旅費、時間外勤務手当等の経費については、諸規程に基づき当該派遣職員の元の所属部局が支弁する。

(3) 公務災害

派遣期間中の業務に起因して発生した傷病等に係る公務災害補償については、当該派遣職員の元の所属長が所要の手続きを行うものとする。

8 被服及び携行品

(1) 被服等

派遣職員に対して特別な被服は貸与しないので、派遣される際には、元の所属部局から貸与された作業服等を着用するものとする。

(2) 携行品

支援チームに対しては、次の物品を派遣時に危機対策・情報課が準備して貸与する。

- ① 防災行政無線（移動局）
- ② 衛星携帯電話
- ③ デジタルカメラ
- ④ 腕章
- ⑤ その他派遣先で必要と考えられるもの

9 研修及び訓練

支援チームの業務を円滑に行うため、3の（1）により登録した者に対して、次のとおり研修及び訓練を行う。

(1) 研修

- ① 主催 危機対策・情報課
- ② 内容 ・危機管理意識の醸成
・災害時の初動対応

- ・派遣先での業務内容
- ・災害関連法規等

③ 時期 随時

(2) 訓練

総合防災訓練及び図上訓練等の実施に併せて、実施する。

10 その他

(1) 支援チームに関する事務は、危機対策・情報課において行う。

(2) その他支援チームの派遣に関し必要な事項は、危機対策・情報課及び関係部局が協議して定めるものとする。

附則 この実施要領は、平成14年 4月 1日から施行する。

附則 この実施要領は、平成18年10月10日から施行する。

附則 この実施要領は、平成23年 4月 1日から施行する。

附則 この実施要領は、平成25年 4月 1日から施行する。

附則 この要領は、平成26年 4月 1日から施行する。